

第1章

計画策定にあたって

---

# 1 計画策定の背景

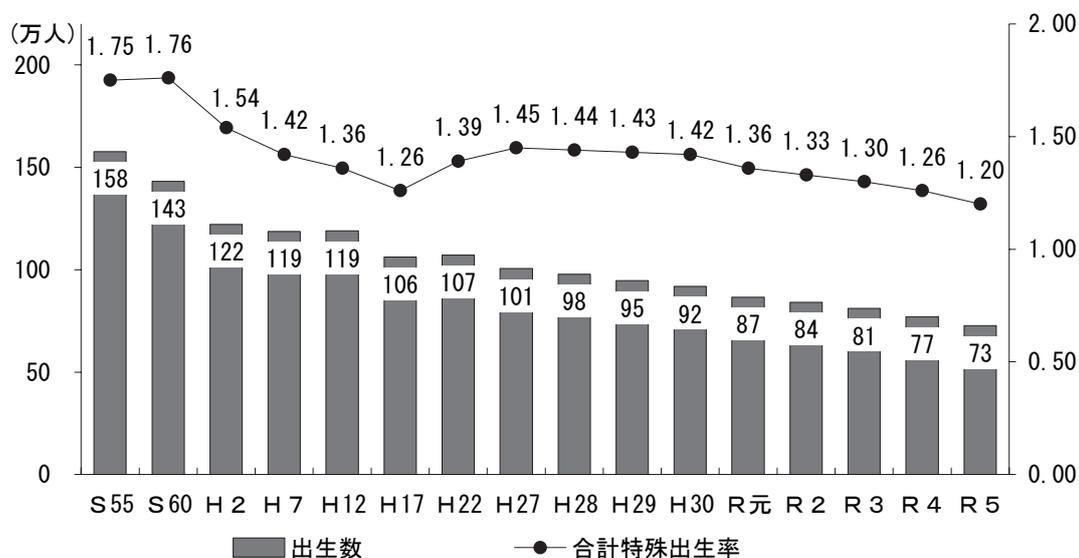
## (1) 国の動向

わが国の出生数は年々減少傾向にあり、1人の女性が一生の間に生む子ども数を表した合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期（1971（昭和46）～1974（昭和49）年）以降、急速に低下を続け、2005（平成17）年には1.26まで落ち込みました。その後はやや上昇し、2012（平成24）～2018（平成30）年は1.41から1.45の間で推移していましたが、2019（令和元）年以降は再び低下し、2023（令和5）年には最も低い1.20となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国は、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法の成立、2015（平成27）年4月の「子ども・子育て支援新制度」の開始、待機児童の解消を図るための「子育て安心プラン」やすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるようにするための「新・放課後子ども総合プラン」の公表など、子どもに関するさまざまな施策の充実に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めをかけることはできておらず、さらには児童虐待や不登校、生活困窮やヤングケアラーなど、子どもに関する課題は複雑かつ深刻になっています。また、2020（令和2）年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大がそうした状況に拍車をかけています。

図表1 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

そうした中で、2023（令和5）年4月にはこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が創設され、国を挙げてこども・子育て施策の強化を進めることになりました。

また、2023（令和5）年12月22日には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、施策を推進していくこととされています。

さらに、2024（令和6）年6月5日には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正では、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までは保育施設に通園できるようにする「こども誰でも通園制度」が創設されるとともに、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業として位置付けられるなど、すべての子ども・子育て世帯を対象とした支援の拡充を図っています。

## (2) 岐阜県の動向

岐阜県では、2007（平成19）年3月に、少子化の問題に地域で主体的に取り組む必要があるとの認識に立ち、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」を制定し、条例に基づき同年12月には「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画」を定め、少子化問題に積極的に取り組んできました。

さらに、その後、2020（令和2）年3月に「第4次岐阜県少子化対策基本計画」を策定し、「結婚や出産の希望がかない、男女ともに活躍しながら安心して子どもを産み育てることができる岐阜県」を目指して、「子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり」「若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり」「働きながら子育てしやすい環境づくり」「地域で子育てを支え合う仕組みづくり」の4本柱で、少子化対策に重点的に取り組んでいます。なお、第4次岐阜県少子化対策基本計画は、2022（令和4）年度に中間見直しが行われました。

### (3) 岐南町の動向

本町においては、2020（令和2）～2024（令和6）年度を期間とする「第2期岐南町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」といいます。）に基づき、子どもたちの育ちや子育てを担う保護者の支援に取り組んでいくとともに、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協力して子育てしやすい環境づくりを目指しています。

2024（令和6）年度をもって、第2期計画の期間が終了することから、新たに、2025（令和7）～2029（令和11）年度を期間とする「第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」または「本計画」といいます。）を2023（令和5）～2024（令和6）年度にかけて策定しました。

なお、第2期計画は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を留意した上で、2022（令和4）年度に中間見直しを行いました。

## 2 計画の位置づけ

---

### (1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」といいます。）に即して策定しました。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく市町村計画としても位置づけ、本町における子どもの総合的な計画として策定するものです。

### (2) 他計画との関係

この計画は、「岐南町第6次総合計画」はもとより、「岐南町地域福祉計画」「岐南町障害者計画・障害（児）福祉計画」「すこやかライフぎなん」「岐南町男女共同参画プラン」などの本町の関連計画との調整を図りつつ策定しました。

### (3) こども計画について

こども基本法において、市町村は、国の「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して、市町村こども計画を作成することが努力義務となりました。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の計画と一体的に作成することができることされており、子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に規定する市町村計画等を包含した子どもに関する総合的な計画とすることもできます。

本町においては、2024（令和6）年時点で岐阜県が都道府県こども計画を策定していないこと、こどもの意見をできる限り聞き取り計画に反映させることなどから、本計画とは分けて考えますが、次年度以降1つの計画として一体的に策定できるよう検討を進めます（図表3②参照）。

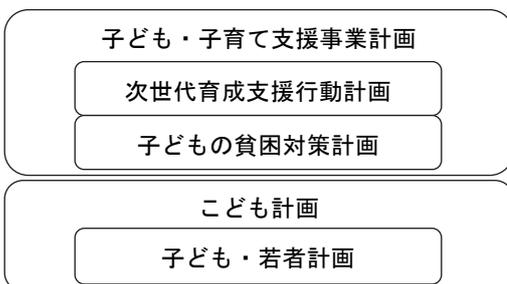
図表2 政府におけるこども施策に関する基本的な方針（こども大綱）

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

図表3 想定される策定方法

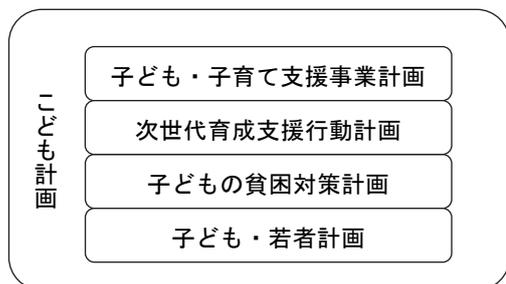
#### ① 「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」の二本立て

「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」を分けて策定します。



#### ② 「こども計画」の一本立て

「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」を一体的に策定します。



### 3 計画の期間

第3期計画の期間は、2025（令和7）～2029（令和11）年度の5年間とします。ただし、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表4 計画期間

平27年度	平28年度	平29年度	平30年度	令元年度	令2年度	令3年度	令4年度	令5年度	令6年度	令7年度	令8年度	令9年度	令10年度	令11年度	
第1期計画					策定	第2期計画					第3期計画				
						中間見直し					中間見直し				
										策定					

### 4 計画の策定体制とニーズの把握

#### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、関係機関または関係団体の者等で構成する「岐南町子ども・子育て会議」において審議します。

#### (2) ニーズ調査の実施

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施しました。なお、この調査の調査項目については、国の示す調査票案をもとに、本町の現状を把握するうえで必要と思われる独自項目を追加し作成しました。

図表5 調査方法等

区 分	就学前の子どもの保護者調査	小学生の保護者調査
調査対象者	町内在住の就学前児童（0～6歳）・小学生児童（小学1～6年生）の長子をもつ保護者	
調査票の配布・回収	郵送配布・回収、保育施設や小学校を通じた直接配布・回収	
調査期間	2023（令和5）年12月1日（金）～12月22日（金）	
配布数	1,297	1,172
回収数	839	960
有効回答数	834	953
有効回答率	64.3%	81.3%